

家庭教師と教材の中途解約相談

～契約内容をきちんと確認しましょう～

相談事例

約5ヶ月前に訪問販売で家庭教師の契約をした。また同時に「必要なもの」と言われ、学習教材約29万円を信販会社とのクレジット契約を利用して契約した。家庭教師の先生は、「教材はあまりよくないから」と言い勉強の時は使わず別の教材を購入したりした。その先生がよい人だったので続けていたが、集中して勉強できると期待していた夏休みに休みを取られたため解約を申し出た。教材の解約について販売業者から5教科中1教科は未開封もあるのに、検品のうえ「一切返品には応じられない」と言われた。



消費者庁イラスト集より

アドバイス

- 当初、販売業者は、「教材は使用しているので価値がなくなっている。1教科未開封でも、セットなので同じ事であり、一切解約には応じない」とのことでした。また、家庭教師と教材の契約書は別で、教材の契約書には「役務 無」と書かれていました。
- 家庭教師の契約は、特定商取引に関する法律（特定商取引法）で「特定継続的役務取引」として規制されている取引です。クーリング・オフ期間経過後も中途解約することができ、違約金等についても一定の制限があり、この相談のように「必要」などと言われてあわせて契約した商品も「関連商品」として解約することができるとされています。
- この相談のように「役務 無」となっているにも、実際に経済的価値のあるサービスの提供がある場合には「特定継続的役務取引」とみなされ、関連規定の適用を受けることになります。

困ったら、消費生活センターに！

(国民生活センターHPより一部引用)

消費生活講座②「冬休みに親子で学ぼうお金の使い方」

冬休みにお子さんと一緒におこづかいや「お金の話」をしてみませんか？

対 象：市内在住の小学生とその保護者

日 時：12月26日（火）午後2時～4時

会 場：クリエイトホール 11階 第7学習室

定 員：10組20名（先着順）定員になり次第締め切ります。

費 用：無料

持ち物：筆記用具、色鉛筆、貯金箱持ち帰り用の袋

貯金箱作りに挑戦！

お申し込みはお早めに

消費生活講座③「生命保険の基礎知識」

生活のサイクルに合わせた見直しや保障の考え方、お金、健康、生きがい・・・

対 象：市内在住・在勤・在学の方

日 時：1月23日（火）午後2時～4時

会 場：クリエイトホール 11階 第7学習室

定 員：25名（先着順）定員になり次第、締め切ります。

費 用：無料

※詳しくは12月15日広報をご覧ください。

【申し込み方法】

直接、電話、または講座名と氏名・電話番号を書いてファックスで消費生活センターへ

【問合せ先】八王子市消費生活センター

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

☎631-5456、FAX：643-0025

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は厳守します。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。



まずは
ご相談を